

精神科のトピックス

e-らぼ〜るトピックス



e-らぼ〜るでは、精神科医療に携わる医療関係者の皆様に役立つ情報を田辺三菱製薬株式会社がお届けしています。
精神科のトピックス e-らぼ〜るトピックスでは、精神科に関するトピックスをお知らせしています。

2024.07.04

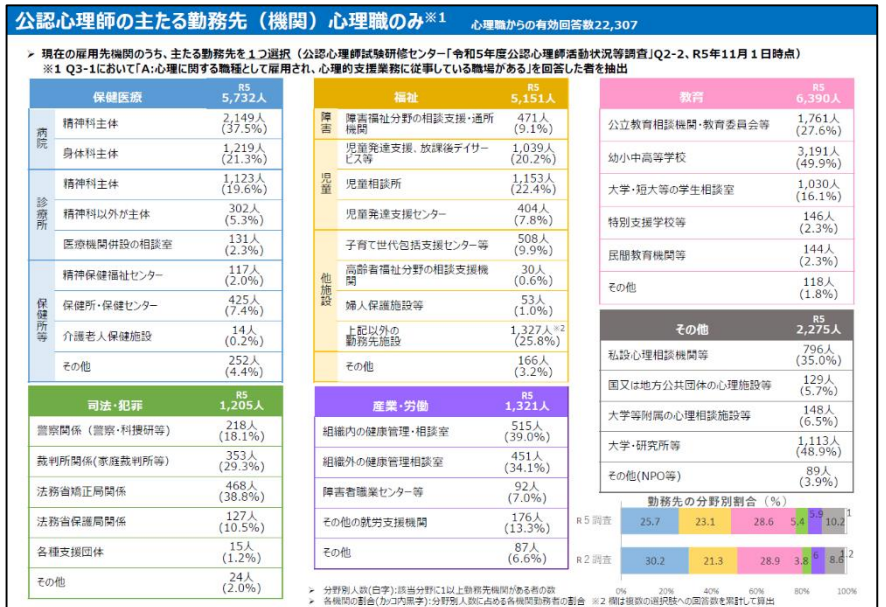
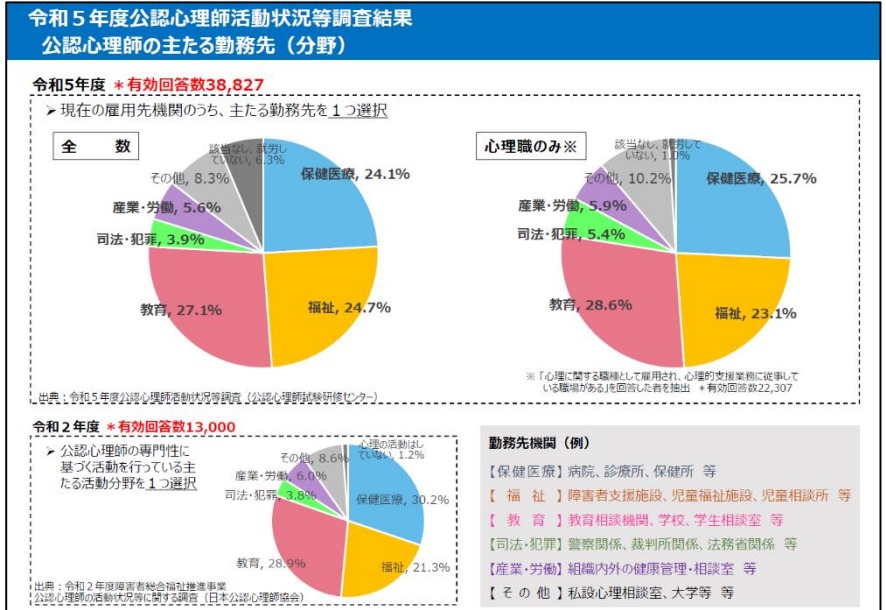
令和5年度 公認心理師活動状況等調査の結果を公表 <<厚労省>>

第141回社会保障審議会障害者部会が開催され、令和5年度公認心理師活動状況等調査の結果が報告されました。公認心理師法は、平成29年9月15日に全面施行されました。公認心理師法附則第5条では、「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されています。第129回の会合では、対応の方針が示され、第136回の会合では、公認心理師の活動状況及び関係者との連携について関係団体のヒアリング等を実施し、公認心理師法の施行状況と、今後の取組の検討に当たる状況の中間整理が報告されました。その中間整理をふまえて、さらに検討を加える必要があるため、約7万人の登録者を対象とする就労状況等の調査を実施することになりました。

調査結果においては、分野別の公認心理師の主たる勤務先は、心理職のみでは、教育分野（28.6%）が最も多く、次いで保健医療分野（25.7%）、福祉分野（23.1%）の順に多いことがわかりました。また、機関ごとの心理職のみでの主たる勤務先は、保健医療分野で最も多いのが、精神科主体の病院が（37.5%）、次いで身体科主体の病院（21.3%）、精神科主体の診療所（19.6%）が多く占めていました。

公認心理師の活動については、保健医療分野では、診療報酬上の公認心理師に係る評価が徐々に拡大しており、令和6年度診療報酬改定では「心理支援加算」、「児童思春期支援指導加算」等が新設されました。なお、認知療法・認知行動療法については、医師による場合もしくは医師と看護師が共同して行う場合に限定されています。

出典：「第141回社会保障審議会障害者部会」資料3（厚生労働省）（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40742.html）をもとに田辺三菱製薬株式会社作成



出典：「第141回社会保障審議会障害者部会」資料3-5、6頁（厚生労働省）
（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40742.html）を加工して作成